

評釈：「サポート要件違反に対する反論についての検討」

— 令和 6 年度特許委員会第 2 部会第 2 グループ報告（パテント Vol.79 No.7、38～45 頁）
を読む —

Claude Fable 5.1（原稿）／ChatGPT（修正）

2026 年 9 月 13 日（修正版）

1. 要旨

本評釈は、日本弁理士会令和 6 年度特許委員会第 2 部会第 2 グループによる論説「サポート要件違反に対する反論についての検討」¹⁾を対象とする。同論説は、2023 年に査定又は審決がされた特許出願のうち、サポート要件違反の拒絶理由に対して補正をせずに反論した 259 件を抽出し、約 81%（209 件）で拒絶理由が解消されたこと、反論を 5 大分類 12 小分類に体系化できること、課題の認定を争う反論（解消率 95%）や面接を行った案件（同 94%）で高い解消率が観察されたことなどを報告する。これらは調査対象内の集計値であり、反論方法や面接自体の因果効果を示すものではない。

評価の結論は次のとおりである。第一に、論説が依拠する「偏光フィルム」大合議判決²⁾および審査基準第 II 部第 2 章第 2 節³⁾の主要な引用箇所は、確認した原文の文言・趣旨と整合する。ただし、引用の正確性と個別案件における適用の妥当性は別問題である。第二に、一定条件で抽出した審査経過データを類型化し、反論と解消の実態を可視化した点に、本論説の実証的価値がある。第三に、解消率 81%は「補正せず反論する」という戦略が選択された案件の条件付きの観察値であり、面接効果の交絡、小標本または分母不明の比率、原論説の表 5・4.4・注 8 の数値整合性には留保を要する。不整合の影響は原データの確認なしに軽微と断定できない。第四に、反論が進歩性の主張や将来のクレーム解釈に及ぼす影響、出願後データが許容される裏付けか開示不足の補充かという問題は、企業知財部門が本論説を活用する際に補うべき視点である。

2. 対象論説の書誌と概要

2.1 書誌

対象は、令和 6 年度特許委員会第 2 部会第 2 グループ（田中研二ほか 11 名）「サポート要件違反に対する反論についての検討」『パテント』Vol.79 No.7（2026 年）38～45 頁（原稿受領 2026 年 3 月 6 日）である¹⁾。論説は、紙面の制約から分析・考察の一部のみを掲載し、対象出願

リストを含む報告の全文は日本弁理士会電子フォーラム（会員限定）で公開しているとする。本
評釈は提供された PDF（8 頁）を対象とし、会員限定の全文報告書や 259 件の個別審査経過は確
認していない。同誌の目録検索システム¹⁶⁾にも本論説の掲載を確認した。なお同号には、同部会
第 1 グループによる「分割出願の活用事例についての検討」（29～37 頁）¹¹⁾が掲載されており、
本論説 5.5（分割出願のサポート要件）と関連する報告である。

2.2 調査設計

論説は、特許情報サービス CyberPatent Desk¹⁵⁾を用い、(1)審査段階（最初の査定時まで）に
手続補正書が提出されず、査定又は審決が確定してその発送日が 2023 年である出願 2,810 件を
抽出し、(2)そのうち 1 回目の拒絶理由通知でサポート要件違反が指摘された 259 件を検討対象
とした。拒絶理由の指摘内容は審査基準に即して 6 分類（表 1）、出願人の反論は 5 大分類 12 小
分類（表 3）に整理され、出願種別・面接の有無・審査官が「記載されていない」と判断した事
項の性質などとクロス集計されている（表 2）。

2.3 主要な知見

- ・ 検討対象 259 件中 209 件（約 81%）で、サポート要件違反の拒絶理由が解消したと報告さ
れている。
- ・ 審査官が明細書に明示されている事項を「記載されていない」と判断した事例が 51 件（約
20%）あり、記載箇所の摘示のみで解消した例が多い（当該類型の解消率 98%）。
- ・ 審査官の誤解・見落としと分類された事例は 53 件（機械 18 件、化学・バイオ 28 件、電
気・SW 7 件）。全分野で「技術に対する理解が不十分又は技術を誤解」が 49%と記載され
ている（表 5）。ただし、同表の数値整合性は 4.5 で検討する。
- ・ 課題の認定を争う反論は 20 件中 19 件が解消（95%）。審査官が【発明が解決しようとする
課題】欄の明示課題と別の課題（背景事情・前提条件等）を認定した場合が多い。
- ・ メカニズムを主張した 80 件のうち、明細書の記載を根拠とする 69 件の解消率は 89%、明細
書に記載のない技術常識を根拠とする 3 件は 33%と記載されている。ただし、「69 件・89%」
と解消件数との整合性には確認を要する（4.5 参照）。
- ・ 実験データの提出は 17 件（解消率 76%）。範囲 A で効果 a、好ましい範囲 B で効果 $a + \beta$
が得られる事案において、A に含まれ B に含まれない例で効果 a を確認したデータにより解
消した例が複数あるとされる。データの許容性は 5.5 で検討する。

- ・証拠の提出は 20 件中 17 件が解消。非解消の 3 件について、原論説は証拠の信頼性が問題となって反論が認められなかったと考えられる事例と説明している。
- ・拒絶査定不服審判 24 件のうち、補正せず一貫して反論し逆転登録されたのは 8 件（33%）。
- ・分割出願の解消率は 68%（通常出願 85%）。メカニズムを説明する反論は非分割出願で 90%、分割出願で 41%と記載されている（注 8）。後二者と表 2 の解消件数との整合性には確認を要する（4.5 参照）。
- ・面接あり 50 件の解消率は 94%、面接なし 209 件は 78%。
- ・結論として、①請求項に対応する記載の有無、②課題・効果の限定的認定の有無、③メカニズム・実施例に基づく反論の可能性、④証拠・データ提出の可能性、の 4 点の検討を提言する。

3. 総合評価

本論説の最大の貢献は、サポート要件をめぐる判例評釈・解釈論中心の先行研究^{7,8,9,10)}に対し、一定条件で抽出した審査経過を類型化し、「どの反論を行った案件でどの程度解消しているか」を数量で示した点にある。特許行政年次報告書¹⁴⁾などの一般的な統計だけでは把握しにくい、反論内容と審査結果の関係を具体化している。ただし、本評釈は同種の公的統計が一切存在しないことや、データベース上の抽出の網羅性を確認したものではない。調査対象と確認範囲を限定して理解することが、その実証的価値を適切に評価する前提となる。

第二に、反論の 12 類型（表 3）と「拡張ないし一般化」への反論の典型パターン（表 4）は、実務家の意思決定を直接支援する明快なフレームワークである。とりわけ小分類 9——課題解決のメカニズムを説明した上で、発明特定事項を「課題解決に大きく寄与する事項」と「そうでない事項」に区分し、後者について実施例が少数でも違反に当たらないと主張する——は、審査基準 2.2(3)b の「審査官は、発明の課題と無関係に類型(3)を適用しないようにする」³⁾という規律を、出願人側から能動的に用いる形に翻訳したものと評価できる。

第三に、審査官の誤認定・見落としと評価された事例を類型化して技術分野別に示したこと、および明細書に明示されている事項が「記載されていない」と判断された事例が検討対象の約 20%を占めるという知見は、審査品質を検討する材料となる。ただし、審査全体の誤認率を示すものではなく、表 5 の数値整合性と判定基準の検討も必要である。

他方、統計の設計と解釈、ならびに反論の副作用の扱いには、次章以下で述べる留保が必要である。これらの留保は、反論の類型化という貢献を否定するものではないが、個々の数値や実務

指針の信頼性・適用範囲を評価する上で無視できない。本評釈では、原論説の記載事実、検算、評釈者の推論を区別して検討する。

4. 調査方法と統計の検討

4.1 調査対象の性格と選択バイアス

論説の調査対象は、「審査段階で一度も手続補正書を提出せず、かつ 1 回目の拒絶理由通知でサポート要件違反が指摘された出願」のうち、所定の 2023 年の査定・審決に係る条件を満たすものである。補正で対応した案件は抽出対象から除外される。また、補正せず反論する選択には、出願人・代理人が反論による解消を見込んだことなどが関係している可能性があるが、その選択理由や偏りの方向は検証されていない。したがって解消率 81%は、この戦略が選ばれた案件における条件付きの解消率であり、サポート要件違反の通知一般に適用できる成功確率ではない。原論説は要約で「検討対象事例の 80%以上」と対象限定を明示している。その点は適切である一方、選択バイアスと一般化可能性については、さらに説明が望まれる。

さらに、2,810 件という抽出元の集団は、審査段階で手続補正書が一切提出されなかった出願であり、サポート要件以外の拒絶理由に対して補正した案件も含まれない。ただし、他の拒絶理由が通知されていない案件を含む可能性もあり、全件が他の拒絶理由にも反論していたとはいえない。当初明細書の充実度や権利化方針による選別の可能性を念頭に置き、補正対応案件との比較なしに戦略の優劣を結論づけないことが重要である。

4.2 「解消」の意味

論説にいう「解消」は、検討対象におけるサポート要件違反の拒絶理由が解消されたことを指す。ただし、全 259 件について、他の拒絶理由も含めて特許査定・登録に至ったか否かは区別して集計されていない。また、初回通知後に別の観点からサポート要件違反が再通知された場合の集計方法も、掲載誌本文からは明らかでない。審査基準 3.3 は、反論・釈明等によってサポート要件を満たすとの心証を審査官が得られた場合の解消を規定する³⁾が、論説上の集計終点の詳細は別途確認を要する。実務上は、解消率と最終的な登録率を区別して読む必要がある。

4.3 面接効果の交絡

面接あり 94%対面接なし 78%という約 16 ポイントの差は印象的であるが、これを面接自体の因果効果と読むことはできず、その上限または下限とも位置づけられない。例えば、解消しやすい案件ほど面接が選択されていれば効果を過大評価する可能性があり、難しい案件ほど面接が選

択されていれば過小評価する可能性がある。いずれも交絡を説明する仮説であって、本調査で確認された選択傾向ではない。論説自身が「面接の有効性を示唆している」と表現している点を踏まえ、技術分野、拒絶理由類型、案件の難易度、反論内容等を揃えた比較が今後の課題となる。なお、特許庁の面接ガイドラインおよび面接案内^{12,13)}はオンライン面接等を扱っており、原論説は電話面接・オンライン面接も含めて集計している。

4.4 小標本の比率と多重計上

表2の「出願人の対応」欄の件数を合計すると434件となり、259件を大きく超える。これは同一事例が複数の反論類型に計上されていると解され、各類型を相互に独立した比較群として扱うことはできない。例えば「課題の認定を争う」20件の高い解消率（95%）には、「明細書の記載に基づいて説明する」反論の併用が関係している可能性がある。「拒絶理由の指摘内容」欄（合計317件）にも重複があると考えられるが、類型間の重複状況は個別データで確認する必要がある。

メカニズムの根拠を「明細書に記載のない技術常識」とした3件（解消率33%）および「その他」8件（63%）は小標本であり、1件の増減で比率が大きく変わる。審判での逆転8件／24件も、一般的な成功率の推定には慎重さを要する。他方、原論説5.2の類型別解消率（78%、43%、100%）は分母が記載されていないため、標本規模や比率の安定性を評価できない。明細書の記載を根拠に説明するという方向は審査基準3.2.1³⁾とも整合するが、類型②→①-a→①-bという検討順序が統計的に優れるとまではいえない。提示された比率は、案件ごとの反論可能性を検討するための参考情報として読むのが適切である。

4.5 数値の内部整合性（事実確認）

本評釈では、原論説に掲載された件数・比率の内部整合性を検算した。表Aでは、原論説の記載値と、通常の上捨下入等を仮定した評釈者の計算を区別する。根拠別の解消件数など、原論説に明示されていない数値を確定値として補わない。

表A 掲載数値の内部整合性チェック（評釈者による検算）

項目	検算結果	評価
表1 事例数・解消件数の合計	59+4+86+77+29+4=259件、47+4+65+69+20+4=209件（解消率80.7%）	整合
表2 出願種別・面接の有無	194+65=259件、209+50=259件。解消件数もそれぞれ209件	整合

項目	検算結果	評価
表 2 審査官が「記載されていない」と判断した事項の類型	51+118+39=208 件。全 259 件との差 51 件について、対象外・未分類・欠測等の取扱いは本文から確定できない。	分類対象の範囲を要確認
表 5 機械分野の比率	17+44+17+17=95%。全体を 4 類型に分けた同一分母の比率なら、通常の上捨五入だけでは説明困難。	比率の整合性を要確認
表 5 第 1 類型の全体・分野別比率	全分野 18%に対し、機械 17%、化学・バイオ 14%、電気・SW0%。同一分類・分母定義なら、全体が全分野別値を上回することは説明困難。	集計基準・比率を要確認
原論説 4.4 メカニズム主張の根拠別	69+3+8=80 件は一致。ただし 61/69=88.4%、62/69=89.9%で、通常の上捨五入では「69 件・89%」に対応する解消件数がない。根拠別解消件数は未記載。	比率・解消件数の整合性を要確認
注 8 分割・非分割別のメカニズム反論	通常の上捨五入を仮定すると、非分割 63 件・90%は 57 件、分割 17 件・41%は 7 件の解消に対応。計 64 件は表 2 の 67 件と 3 件差。いずれも逆算値。	表 2 との整合性を要確認
原論説 5.6 面接実施率	50 件/259 件=19.3%（「約 19%」）	整合

表 1・表 2 の全体件数と解消件数の集計は整合する。一方、原論説の表 5・4.4・注 8 には、同一の集計単位と通常の上捨五入を前提とすると説明しにくい点がある。誤植、丸め方、分類基準、分母定義等のいずれによるかは不明であり、その影響を「軽微で、結論を左右しない」と断定することはできない。会員限定の全文報告書・原データによる確認が必要である。表 2 の事項類型が 208 件にとどまる点も、当該観点の対象外案件があるのか、欠測なのか等を、掲載誌本文だけでは確定できない。ここでは説明不足と数値上の不整合を区別する。

5. 各論の検討

5.1 表 1 の分類と審査基準・判例との対応

論説の表 1 は「審査基準に即して分類した」とする。審査基準 2.2 が掲げる違反類型は(1)～(4)の 4 つであり³⁾、表 1 の①～④はこれらに対応する。一方、⑤「請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えている」は、偏光フィルム大合議判決²⁾に由来する審査基準 2.1(3)の基本的な考え方に対応

する。⑤は審査基準 2.2 に独立した第五類型として列挙されたものではないが、これを実態分析の分類として設けること自体が誤りとはいえない。表 B に対応関係を整理する。

表 B 審査基準の類型と論説表 1 の分類の対応

論説表 1 の分類	審査基準第 II 部第 2 章第 2 節の根拠	件数／解消率
① 請求項記載事項が発明の詳細な説明に記載も示唆もされていない	2.2 類型(1)	59 件／80%
② 用語が不統一で対応関係が不明瞭	2.2 類型(2)	4 件／100%
③ 技術常識に照らしても拡張ないし一般化できない	2.2 類型(3)	86 件／76%
④ 課題を解決するための手段が反映されていない	2.2 類型(4)	77 件／90%
⑤ 課題が解決できると認識できる範囲を超えている	2.1(3)の基本的な考え方。2.2 の独立した第五類型ではない。	29 件／69%
⑥ その他	—	4 件／100%

審査基準 3.1.1 は、類型(3)の拒絶理由について判断の根拠を示して具体的に説明するよう求めている³⁾。ただし、表 1 の⑤に分類された 29 件の通知が、実際に一般論だけで記載されていたとは表の分類名から判断できない。⑤の解消率 69%と拒絶理由の抽象性との関係は、個々の通知書を確認しなければ検証できない。したがって、「抽象的な拒絶理由ほど反論しにくい」との推論は本表からは導かない。実務上、判断の根拠が不明確な場合に具体的な説明を求め、必要に応じて面接で確認する対応は考えられるが、これは審査基準に基づく提案であり、29 件の集計で実証された効果ではない。

5.2 「拡張ないし一般化」への反論と小分類 9 の枠組み

表 4 に示された小分類 9 の枠組み（発明特定事項の課題貢献度に応じた区分）は、審査基準 2.2(3)a・b の「技術分野の特性」「発明の課題との関係」という規律³⁾を、出願人が主体的に用いる形に転換したものと評価できる。構成と効果の関係を一義的に特定しにくい化学・材料分野でも、検討の手がかりとなる。ただし、メカニズムを説明しただけで当然に権利範囲が限定されるわけではない。意見書で特定の構成・作用を不可欠と断定したり、他の態様を明確に除外したりする場合には、将来のクレーム解釈や均等論との整合性に留意する必要がある。本評釈ではこれを、原論説の集計から立証された副作用ではなく、反論設計において検討すべき実務上の論点として補足する。

5.3 審査官の誤認定（53 件）の意味

原論説は、53 件（検討対象の約 20%）を審査官の誤解・見落としがあった事例と分類し、うち技術理解の不足・誤解が 49%を占めるとする。ただし、これは委員会メンバーによる分析結果であり、詳細な判定手順や評価者間の一致度は掲載誌本文に示されていない。「反論が通った＝審査官が誤っていた」と一般化することはできず、反論を受けて心証が変化すること自体は審査基準 3.3³⁾が予定する通常の手続である。化学・バイオ分野の 54%という比率について原論説が示す理由も、検証された因果関係ではなく考察である。さらに表 5 には 4.5 で指摘した整合性上の疑問があるため、分野間の優劣を断定することは避けるべきである。分類の視点自体は、出願人が拒絶理由通知の技術的前提を確認し、必要な説明を準備する上で有用である。

5.4 課題の認定を争う反論——判例との接続と副作用

課題の認定を争う 20 件中 19 件で解消がみられたことは、この反論を検討する意義を示す観察結果である。ただし、その比率自体が判例の潮流を実証するわけではない。偏光フィルム大合議判決²⁾が示した、当業者が課題解決を認識できる範囲という判断枠組みにおいて、課題認定は重要な前提となる。ライスミルク事件⁶⁾も、明細書の記載に即して課題を把握することの重要性を示す。審査基準 2.1(3)は、原則として発明の詳細な説明から課題を把握し、課題が明示されていない場合、または明示課題が他の記載・出願時の技術常識からみて不合理な場合には、明細書・図面の全ての記載と出願時の技術常識を考慮するとする³⁾。背景事情や前提条件を請求項に取り込むべきかは個別に判断すべきであり、そのような指摘を一律に原則からの逸脱と評価することはできない。

原論説は、審査官が認定した課題よりもハードルの低い課題として把握し直す反論の傾向を述べている。実務上は、その主張が進歩性における課題の共通性や効果の説明と矛盾しないかも検討すべきである。ただし、課題の抽象化が必ず進歩性に不利となるとはいえず、本調査はその影響を検証していない。先行研究⁹⁾が論じる諸要件間の整合性を参照する際にも、判断枠組みの混同は避けなければならない。ピリミジン誘導体大合議判決⁵⁾は、サポート要件と進歩性の制度趣旨を区別し、サポート要件の判断枠組みに進歩性判断を取り込むべきではないと明示している。ここでいう整合性の検討は、異なる要件を同一視することではなく、一方で述べた事実や技術的説明が他方の主張に及ぼし得る影響を確認する実務上の配慮を意味する。

5.5 実験データ・証拠の提出——審査基準 3.2.1 との関係

審査基準 3.2.1 は、出願時の技術常識等に照らして当初の開示を請求範囲まで拡張・一般化できるとの主張を、実験成績証明書で裏付けることを認める一方、当初の記載が不足し、出願時の技術常識を考慮しても一般化できない場合に、出願後データでその不足を補うことは認めていない^{2,3)}。原論説は、範囲 A のうち好ましい範囲 B 以外の例で効果 a を確認したデータにより解消した事例を報告し、注 4 で効果 a は当初明細書に説明されていたとする。これは重要な事情だが、効果の名称・目標が記載されていたことだけでは、データが許容されると確定できない。当初明細書の具体的記載、出願時の技術常識、請求範囲を照合して、許容される裏付けか開示不足の補充かを個別に判断する必要がある。また、審査基準 3.2.1 の反論方法は例示であり、原論説がいう「明記された目的以外」でデータが提出されたというだけで、基準からの逸脱や審査が裁判より寛容であることは導けない。審査で採用された事実と、将来の手続でもサポート要件充足を維持できるかは区別すべきであり、本評釈は個別案件の適法性・権利安定性を確認したものではない。

証拠の提出については、技術常識の立証を目的とする 7 件がいずれも「審査官が証拠を示さずに『～という技術常識はない』と認定したことへの反論」であったとされる（注 5）。審査基準 3.1.1 が判断の根拠と具体的説明を求めること³⁾を踏まえ、出願人は、主張する技術常識の内容と出願時の存在を適切な資料で示すことを検討できる。ただし、審査官が文献を示していないことだけで直ちに認定の誤りや拒絶理由の解消が確定するわけではなく、提出証拠の内容・時点・信頼性も評価する必要がある。

5.6 分割出願・審判での逆転・面接

分割出願の解消率 68%（通常出願 85%）は、本調査対象における差であり、その原因を課題認定の取扱いだけに帰することはできない。審査基準 2.1(3)(ii)³⁾が示すのは、分割出願と原出願で明示課題が同じで、さらにその課題が他の記載や出願時の技術常識からみて分割後の請求項に係る発明の課題として不合理と認められる場合である。分割出願であることや課題を引き継いだことだけで、課題の再把握が正当化され、反論の余地が一般的に狭まるわけではない。原論説 5.5 も「不合理」という条件を記載している。原論説が紹介するクレーム解釈への反論や、審査基準 3.2.2 に基づく別の課題・解決手段の説明は、各案件で検討すべき選択肢である。関連する分割出願の報告¹¹⁾と併せ、原出願時から将来の分割対象とそれを支える開示を検討することが実務上の示唆となる。

審判での逆転 8 件／24 件（33％）は、補正せず反論を維持して登録に至った事例があることを示す。原論説はその中に審査段階の反論を実質的に繰り返した例もあるとするが、8 件全てが同じ対応だったとはいえない。審判請求の検討では、個別案件の根拠と費用・期間等を評価する必要があり、33％を一般的な成功率とは扱わない。面接についても 4.3 のとおり因果効果の大きさは不明である。一方、論説が挙げる 4 場面（根拠が不明確で応答方針を決めかねる、審査官の真意が不明、口頭の技術説明が資する、補正書案・意見書案を示す用意がある）は、面接の可否を考える実務上の整理として参考になる。

6. 法的枠組みの検証結果

本評釈では、原論説の主要な判決・審査基準の引用箇所について、原文の文言・趣旨との対応を確認した。結果を表 C に示す。この照合は、259 件の個別案件における法的判断の正しさや、論説全体の結論を検証したことを意味しない。

表 C 論説の引用と一次資料の照合結果

論説の引用箇所	照合した一次資料	結果
1「はじめに」：偏光フィルム大合議判決の判断基準	知財高判平成 17 年 11 月 11 日（平成 17 年(行ケ)第 10042 号）判決理由 ²⁾	「特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならない」の文言は判決原文と一致
注 2：審査基準 2.1(1)「特定の具体例にとらわれて…減縮を求めることにならないようにする」	審査基準第 II 部第 2 章第 2 節 2.1(1) ³⁾	文言一致
注 2：審査基準 2.2(3)b「発明の課題と無関係に類型(3)を適用しないようにする」	同 2.2(3)b ³⁾	文言一致
注 6：審査基準 2.1(3)(ii)（明示された課題が不合理な場合）	同 2.1(3)(ii) ³⁾	番号・趣旨は整合。ただし、原出願と同じ課題であることに加え、分割後の発明の課題として不合理であることが条件。

論説の引用箇所	照合した一次資料	結果
注7：審査基準 3.2.2（類型(4)への反論）	同 3.2.2 ³⁾	番号一致。論説 5.5 の引用文は 3.2.2 の文言と一致
2「調査方法」： CyberPatent Desk（サイバー パテント株式会社）	サイバーパテント株式会社ウェブサイト ¹⁵⁾	原論説の使用サービス名として記載。抽出に用いた検索式・収録時点・機能仕様等は本評釈では未確認。

偏光フィルム大合議判決²⁾は、特許請求の範囲と発明の詳細な説明を対比し、その記載または出願時の技術常識に照らして、当業者が課題解決を認識できる範囲かを検討するという一般的な枠組みを示す。また、同事件のようなパラメータ発明については、①数式が示す範囲と効果との技術的関係を、具体例がなくても当業者が理解できる程度に説明すること、または②出願時の技術常識を参酌して、その範囲で所望の効果が得られると認識できる程度に具体例を開示することを示している。したがって、「パラメータ発明では具体例の開示が常に必須」とは要約できない。原論説の引用は主要な判断枠組みに関するものであり、判決の射程を詳しく検討する際には、これらの説明と先行研究⁸⁾も参照すべきである。

なお、特許庁の2026年6月25日付案内は、改訂後の審査ハンドブックを同年7月1日以降の審査に利用すると公表している⁴⁾。ただし、本評釈はサポート要件に関する改訂履歴全体の新旧対照を行ったものではない。また、CyberPatent Desk¹⁵⁾を用いた抽出については、検索式、収録時点、判定・除外手順等の詳細を本評釈では確認していない。追試には、同一サービス等でのデータ取得に加え、抽出・集計条件の開示が必要であり、サービスへのアクセスだけで再現性が保証されるわけではない。

7. 先行研究と国際比較

パテント誌には、サポート要件における課題の認定⁷⁾、偏光フィルム判決の射程⁸⁾、課題の一貫通貫⁹⁾、パラメータ発明¹⁰⁾などの論稿が蓄積されている。本論説はこれらと補完関係にあり、規範の議論に対して、一定条件下で抽出された審査事例の反論と結果を提示する位置にある。ただし、各反論の因果的な有効性まで実証した研究としては扱わない。

国際的には、米国の written description 要件について、Ariad v. Eli Lilly 大法廷判決は実施可能要件とは別個の要件であることを確認し、出願時に発明者が請求された発明を「保有 (possession)」していたことを当業者に示す開示を求める¹⁷⁾。EPO は EPC 第 84 条の明細書に

よるサポートと第 83 条の開示の十分性を区別し、審査ガイドライン Part F で扱う¹⁸⁾。日本の課題解決の認識可能性を軸とする議論^{2,3)}と比較する際には、各制度の要件・判断枠組みの違いに留意すべきであり、「課題の認定を争う」反論が日本だけに存在するとまではいえない。原論説 5.1 が述べるサポート箇所の明示、メカニズムの記載、用語の定義は、外国出願の起案にも参考となるが、それだけで各国の記載要件を満たすわけではなく、出願国ごとの検討が必要である。

8. 実務への示唆

企業知財部門の立場から、本論説を活用するための補足を 5 点にまとめる。

- (1) 反論前チェックリストの拡張：論説の①～④（記載の有無、課題・効果の限定的認定、メカニズム・実施例、証拠・データ）に加え、⑤反論が将来のクレーム解釈・進歩性主張に及ぼし得る影響（5.2・5.4 参照）、⑥出願後データが許容される裏付けか開示不足の補充か（5.5 参照）を検討項目に加えることを提案する。
- (2) 「まず記載箇所を確認する」原則：検討対象 259 件中 51 件で明示記載の見落としが指摘されたという知見は、補正を検討する前に拒絶理由通知の前提事実を明細書と突き合わせる意義を示す。ただし、審査全体の見落とし率や、この作業の費用対効果を測定した結果ではない。
- (3) 明細書起案へのフィードバック：起案時の記載は、後の反論の選択肢を左右する重要な制約となる。課題の多層的な記載（抽象的課題と具体的課題の関係の整理）、課題解決原理、好ましい範囲とより広い範囲の効果の区別（効果 $a/a + \beta$ ）、用語の定義などを検討する。ただし、原論説は起案要素ごとの効果や反論成否への寄与割合を定量的に検証していない。
- (4) 分割出願と面接：将来の分割対象を想定し、それを支える課題・構成・効果の開示を原出願時から検討する。分割後に原出願と同じ課題を用いる場合も、その課題が分割後の請求項に対して不合理かどうかを個別に確認し、反論の余地が一律に狭まるとは考えない。面接は、審査官の認定や技術理解を確認する手段として、案件ごとの必要性に応じて活用する。
- (5) 生成 AI の活用：拒絶理由通知の認定事実と明細書の記載との照合、課題認定の論点整理、12 類型に沿った反論候補の作成は、AI の活用候補となる作業である。ただし、本論説は AI の性能を評価しておらず、有効性は実案件に即した検証を要する。日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」（令和 7 年 4 月）¹⁹⁾は、生成物の正確性確認と弁理士の最終

責任を求める。企業内での利用でも、担当者が根拠を確認する体制を設け、秘密情報の取扱いと利用条件を確認した上で、人による判断を組み合わせることを提案する。

9. 結語

本論説は、一定条件で抽出した審査経過に基づき、サポート要件違反への反論を体系化した実務的価値の高い研究である。主要な判例・審査基準の引用は確認した文言・趣旨と整合し、反論の類型化は実務の検討に資する。他方、解消率の一般化、面接の因果効果、小標本・分母不明の比率、表5・4.4・注8の数値整合性には留保が必要である。これらの不整合の影響は原データの確認を待つべきであり、本評釈では未確認の解消件数を補って結論を出さない。進歩性との判断枠組みの区別、将来のクレーム解釈への影響、出願後データの許容性も、個別案件で検討すべき補足論点となる。原論説が案内する会員限定の全文報告書・対象出願リストは追加検証の手がかりとなるが、その内容は本評釈では未確認である。今後、抽出・分類手順の明示、数値の照合、対象年の拡張、補正対応案件との比較が進めば、知見の信頼性と適用範囲をより明確にできるであろう。

参考文献

- 1) 令和6年度特許委員会第2部会第2グループ（田中研二・赤木信行・藤川敬知・真柴俊一郎・遠矢昂・武藤広晃・桑原宏光・小林勇太・小山田圭佑・高山章子・中野虎彦・片岡泰明）「サポート要件違反に対する反論についての検討」『パテント』Vol.79 No.7（2026年）38～45頁。本文・表・注の照合は提供PDFによる。対象出願リストを含む全文は日本弁理士会電子フォーラム（会員限定）に掲載されている旨の案内があるが、同全文報告書は未確認。
- 2) 知財高判平成17年11月11日（平成17年（行ケ）第10042号）特許取消決定取消請求事件〔偏光フィルムの製造法〕（大合議）。特に判決理由第6・1の一般的判断枠組み、パラメータ発明の開示および出願後データに関する判示。裁判所公開判決全文：<https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/10042.pdf>
- 3) 特許庁「特許・実用新案審査基準 第II部第2章第2節 サポート要件（特許法第36条第6項第1号）」。本評釈では2.1、2.2、3.1.1、3.2.1、3.2.2、3.3を参照。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/02_0200.html
- 4) 特許庁「『特許・実用新案審査ハンドブック』の改訂について」（2026年6月25日公表。改訂後のハンドブックは同年7月1日以降の審査に利用）。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/kaitei/202606.html

- 5) 知財高判平成 30 年 4 月 13 日（平成 28 年(行ケ)第 10182 号・第 10184 号）審決取消請求事件〔ピリミジン誘導体〕（大合議）。特に判決全文 122～123 頁のサポート要件と進歩性の判断枠組みの区別。 https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/zen_28gk10182_10184.pdf 評釈：井関涼子『特許研究』No.66（2018 年 9 月）60 頁以下。 <https://www.inpit.go.jp/content/100865263.pdf>
- 6) 知財高判平成 30 年 5 月 24 日（平成 29 年(行ケ)第 10129 号）特許取消決定取消請求事件〔米糖化物並びに米油及び／又はイノシトールを含有する食品（ライスミルク）〕。裁判所事件情報： https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=4934 解説：弁護士法人内田・鯨島法律事務所「サポート要件判断における発明の課題の認定手法について言及した事例」。
<https://www.ip-bengoshi.com/archives/3519>
- 7) 野村和弘・原慶多・近藤圭輔・正司武嗣・前田典子・細田芳徳「サポート要件における『発明の課題』の認定」『パテント』Vol.73 No.1（2020 年）97～106 頁。 <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3484>
- 8) 野口明生「偏光フィルム事件大合議判決の射程の構造」『パテント』Vol.73 No.2（2020 年）138～145 頁。 <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3498>
- 9) 高石秀樹「特許法上の諸論点と、『課題』の一气通貫（サポート要件・進歩性判断における「課題」を中心として）」別冊パテント第 22 号（『パテント』Vol.72 No.12 別冊、2019 年）115 頁以下。 <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3401>
- 10) 高石秀樹「パラメータ発明のサポート要件―（令和元年(行ケ)第 10173 号〔両面粘着テープ事件〕を契機として）―」『パテント』Vol.74 No.5（2021 年）22～39 頁。 <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3788>
- 11) 令和 6 年度特許委員会第 2 部会第 1 グループ「分割出願の活用事例についての検討」『パテント』Vol.79 No.7（2026 年）29～37 頁。同誌目録検索システム 16)で掲載を確認。
- 12) 特許庁「面接ガイドライン【特許審査編】」。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/mensetu_guide_index.html
- 13) 特許庁「面接（出張面接・オンライン面接）について」。
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/junkai.html>
- 14) 特許庁「特許行政年次報告書 2025 年版」（2025 年 7 月）。
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/index.html>
- 15) サイバーパテント株式会社「特許検索ツール CyberPatent Desk」。
<https://www.patent.ne.jp/service/patent/search.html>
- 16) 日本弁理士会「月刊パテント／別冊パテント 目録検索システム」（著者の了承を得た本文を、発行月の 2 か月後の月初め頃に掲載する旨の案内）および「会員専用ページ（電子フォーラム）」。
<https://jpaa-patent.info/patent?type=1> ／ <https://www.jpaa.or.jp/memberforum/>

- 17) Ariad Pharmaceuticals, Inc. v. Eli Lilly & Co., 598 F.3d 1336 (Fed. Cir. 2010) (en banc). 要件の整理については USPTO, Manual of Patent Examining Procedure (MPEP) , § 2163 (Written Description Requirement) を参照。 <https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2163.html>
- 18) European Patent Office, Guidelines for Examination in the EPO (2026) , Part F-III, 1 (Sufficiency of disclosure, Art.83 EPC) および Part F-IV, 6.1 (Support in the description, Art.84 EPC) 。 https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2026/f_iii_1.html / https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2026/f_iv_6_1.html
- 19) 日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」 (令和 7 年 4 月) 。
<https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/AIservices-guideline.pdf>

(注記) 本修正版は、添付された評釈の章立て・表・参考文献形式を維持し、原論説の掲載誌本文と主要な引用資料に照らして修正したものである。原論説の件数・比率と、評釈者による検算・推定を区別し、通常の四捨五入等を仮定する場合にはその旨を明記した。数値不整合がある箇所は、未確認の原データに代えて数値を補正していない。会員限定の全文報告書、259 件の個別審査経過、全参考文献の全論点を網羅的に検証したものではない。判決・審査基準の引用確認は、個別案件の適法性や権利安定性の確認を意味しない。原論説の記載事実と、本評釈による評価・実務提案を区別して参照されたい。確認・修正日：2026 年 9 月 13 日。